

## 議案第9号

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、人事院等の給与改定に関する勧告に鑑み、管理職手当の支給額を定率から定額にすることに伴い、みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「その職員の受ける給料月額 $100$ 分の $15$ を超えない範囲内で規則で定める支給割合を給料月額に乗じて得た額とする。」を「前項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $100$ 分の $20$ を超えない範囲内で規則で定める額とする。」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 管理職手当の額は、<u>前項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額</u>の100分の20を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 管理職手当の額は、<u>その職員の受ける給料月額</u>の100分の15を超えない範囲内で規則で定める支給割合を給料月額に乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>